

長野市

第20号

人権教育啓発だより

発行
長野市地域・市民生活部
人権・男女共同参画課
長野市大字鶴賀緑町1613番地
電話 224-5032

「令和元年度 上半期の人権教育・啓発活動」

当課では、平成25年策定の「長野市人権政策推進基本方針」に基づき、全ての人権が尊重される社会をめざして次のとおり上半期の活動を実施しました。

◆地区人権教育・啓発担当部署連絡会及び第1回人権教育指導員研修会 5月20日

(会場：長野市役所第2庁舎10階講堂、対象：住民自治協議会人権教育担当部署関係者及び人権教育指導員、参加者数：75名)

【内容】長野市人権政策推進基本方針及び必須事務内容の説明、人権教育指導員の活動内容の確認、DVD貸出し及び指導主事派遣について、「みんなのねがい」「人権ながの」等の資料の紹介、地域研修の進め方

◆第2回人権教育指導員研修会 7月9日

(会場：長野市ふれあい福祉センター5階ホール、対象：人権教育指導員、参加者数：58名)

【内容】①人権教育指導員実践発表 発表者 山下正英さん（川中島地区人権教育指導員）、テーマ「川中島地区における人権学習の取組について」、②分散会（5分散会） 内容：山下さんの発表の感想、1・2年目の指導員の地域研修での悩み、3年目以上の指導員の取組等を自由討議（フリートーク）

◆第3回人権教育指導員研修会及び第1回社会人権教育研修会 9月18日

(会場：長野市ふれあい福祉センター5階ホール、対象：人権教育指導員、住民自治協議会人権教育担当部署関係者、市立公民館長等、参加者数：78名)

【内容】①講演 講師 高橋典男さん（NPO法人 人権センターながの事務局長） 演題「いま、部落問題は」
②DVDの視聴 「セピア色の風景」

<人権教育指導員の実践に学ぶ> 第2回 人権教育指導員研修会（7月9日 ふれあい福祉センター5階ホール）

実践発表のテーマ「川中島地区における人権学習の取組について」

発表者 山下 正英さん（川中島地区人権教育指導員）

【人権教育の推進体制】

川中島町人権教育促進協議会を中心に、川中島人権同和教育集会所と川中島地区住民自治協議会・男女共同参画市民推進委員会が体制を担う。川中島町人権教育促進協議会は事務局を町公民館におき、構成団体は区長会（13区）をはじめ、支所、町公民館、人権教育指導員、人権推進員、社会福祉協議会、地元6小中学校・PTA、青少年育成連絡協議会など40団体ある。会の運営は総会、理事会、役員会において審議し実行する。

令和元年のテーマは「人権が尊重される明るく住みよい地域づくり」とし、基本方針として、①私達の周りに様々人権問題があること ②男女共同参画を中心とした



人権が尊重される川中島町となるよう各事業を行うことを提案し、理事会に諮って決定した。

【人権教育の取組】

取組みの基本には人権教育の重点と、地域住民の視点の2点がある。人権教育の重点では、人権意識・人権感覚を高め、差別の現実に学び解消に努めること、人権が尊重される家庭や地域社会を形成すること。地域住民の視点では、人権問題への関心と学ぶ意欲の向上、身の回りの因習や差別に気づき啓発すること、自分に出来ることから実践するという内容である。

【川中島町の『人権問題を考える住民のつどい』】

7月に町公民館で開催。今年は男女共同参画について、信州大学名誉教授の松岡英子先生の講演をいただいた。実践発表は共和小学校と、広徳中学校、ポスター展示は三本柳小学校と川中島中学校、標語は昭和小学校と広徳中学校が担当。毎年、担当は交代する。アトラクションは障がい者のための多機能型事業エコーンファミリーの皆さんのが歌と演奏であった。このように地域の学校や施設等の協力をいただき地域を挙げて取り組んでいる。

【地域公民館単位での『地域住民のつどい』】

先ほどの町としてではなく、地域公民館単位のもの。組・自治会単位では2年に1回の開催。本年は事前研修会を7月に、開催の組・自治会13地区において行った。対象者は開催地区的区長・自治会長・地域公民館長・人権推進員・町人権教育促進協議会役員で、地域住民のつどいの進め方を理解してもらう。共通のDVDを視聴し分科会で話し合う。全体会で分科会の内容を報告し、話し合いをしてまとめる。話し合いはワークショップ方式。1分科会8人前後、進行係と記録係を決める。助言者は活動のねらい等の説明、進行のアドバイスと総括をする。時間配分は分科会の数によって話し合いの時間を調整する。話し合いの約束として、プライバシーの情報を外へ出さないこと、違う立場の意見も尊重すること、私語をやめ話し合いに集中することなどを伝える。参加者の「分かりません」「ちょっと待ってください」等の権利も認められていることも伝える。自己紹介の後、

話し合いに入る。

【広報「みんな仲良しだより」の発行】

「人権問題を考える地域住民のつどい」等の事業の予定・実施結果等を周知するために年3回発行、川中島町の全戸に配付。

【視察研修】

2年に1回実施。部落解放に関する旧跡の視察と地元の方からの説明を聞くことしている。参加者は、川中島町人権教育促進協議会構成団体に所属する役員、人権同和教育集会所運営委員で希望する人を募集して行う。貸切バスを利用。視察地について、29年度は飯田市伊賀良の大江磯吉の生家跡と墓地を視察。令和元年度は、安曇野市三郷の貞享義民記念館の視察を予定している。

【川中島人権同和教育集会所】

30年度の取組。一つは講演会で11月に「インターネットにおける人権侵害」として、セーフティーネット総合研究所の南澤信之先生の講演。二つ目は人権問題学習講座（DVDによる研修会）を2月に行った。

【住自協・男女共同参画市民推進員会の取組】

30年度は町公民館で、段丹映子先生の「認め合うみんな違って みんないい」の講演。令和元年度は「川中島町人権問題を考える住民のつどい」と同時開催をし、松岡英子先生の「男女共同参画ってどこまで進んでいるの?」の講演を傾聴した。



第3回人権教育指導員研修会 及び 第1回社会人権教育研修会（9月18日 長野市ふれあい福祉センター 5階ホール）

○○ 演題 「いま、部落問題は」

○○ 講師 高橋 典男さん（NPO法人 人権センターながの 事務局長）○○

【誰もが人権の当事者】

人権に関わる研修会をなぜやるのか。今や人権の問題を中心に据えていかないと社会的に大きなペナルティーを受け、様々な問われ方をされる。もう一つは人権

を侵害された時、どこに行ったらよいかを知ってもらう、相談などのきっかけを作ってほしいからである。人権の問題は生きるために必要な課題であり日常の中にある。誰もが差別される立場にも差別する立場にもなり

得る。一人ひとりが人権に関わる当事者である。

【言葉が持つ重要性】

部落問題では同和、被差別部落、部落という呼び方がある。同和は行政用語で、そこに住む人を同和地区住民、同和地区出身者という。二つ目は被差別部落。被差別部落出身者、被差別部落民となる。三つ目は部落。部落民、部落出身者となる。これらの言葉は関係性の中で使えるか使えないか問われる場合があるが、三つともどれを使ってもよい。ややこしいのは「〇〇問題」という言い方。障害者問題は、障害者差別問題である。外国人問題は、外国人差別問題である。ところが、同和という言葉は同和問題とは言うが同和差別問題とは言わない。同和差別という言葉がない。被差別部落の言葉も被差別部落問題とは言わない。それは被差別部落の問題になってしまうからだ。被差別部落を差別する側の問題が部落差別問題である。言葉が持つ重要性を知っておきたい。

【壬申戸籍から考えさせられること】

2年前に東京で壬申戸籍がネットで販売された。壬申戸籍は明治5年に編成され、被差別部落に対しては賤称表示が使われ、様々な人権に関わる問題になるような項目が記入されていて、部落の若者たちが差別によって命を断ってきたという歴史がある。明治5年に編成された壬申戸籍に、国が完全封印を宣言したのが昭和45年。約100年経ってからである。現在はこの壬申戸籍を手に取ることは勿論、見ることすら絶対に出来ない。だが、今年に入り壬申戸籍がオークションにかけられた。法務省が回収しているが、回収を申し出ても応じない落札者もいる。日本の法体系の中で絶対あり得ない壬申戸籍を落札して持っていても、法的に問えないという事件が起こっている。

【社会の差別構造】

障害者問題、高齢者問題などは、障害者、高齢者という人を指すが、部落問題は人を指す前に同和地区または被差別部落という地域を指す。誰が部落の人と認定するのか。一つ目は本人が部落に本籍地を持っているか。二つ目はその人の父、母、祖父母の本籍地が被差別部落にあるか。または、その人や父母、祖父母等が、かつて被差別部落に住んでいた人は被差別部落だということになる。では、部落でない人が被差別部落に住むと被差別部落の人か。厄介なところだが、現実には社会は



- 31. ブラッドタイプハラスメント
- 32. ベイシェントハラスメント
- 33. ペットハラスメント
- 34. マクニティハラスメント(マクハラ)
- 35. マリッジハラスメント
- 36. モラルハラスメント(モラハラ)

その人を被差別部落の人とみなし、差別の対象とみなしていく。これが社会の差別構造である。

【差別や人権侵害を裁くことができない現状】

長野市で起きている差別の事例である。私は2015年にこのお母さんに会った。何年も朝から晩まで何回も差別発言を繰り返され、暴言を吐かれ、拳句の果てに暴力を振るわれる。話を聞いてすぐに法的に止めるため仮処分の申請をした。仮処分の決定が出ても相手の男性は無視した。間接強制の申し立てをしたが、この決定も無視した。刑事事件として2回刑事告訴をしたが2回とも不起訴になった。刑事訴訟も検察審査会に申し立てを行ったが、不起訴処分だった。いま日本の法体系ではこういう人権侵害や差別行為を行っても、法的に裁くことができない現状がある。

この問題は、途中から民事訴訟となっている。相手の男性から和解の申し入れがあった。このような行為をしてきたのかを関係者の出席の元、本人が自分の言葉で話すことを和解の条件とし、相手も受け入れるという。時間はかかるが、粘り強くやっていくことで今日を迎えている。

【明治以後の部落差別】

明治4年のいわゆる「解放令」の後、1898年の「旧土人保護法」。1900年の「精神病者監護法」。1907年の「らい予防法」など、これらは100年近く続いた。日本は戦争に突入していく中での優生思想。部落問題も「融和と同化」の政策がとられた。江戸時代に部落の人が持っていた様々な権利、警備をして一把稻をもらう権利など。それらがいきなりなくなつたことで「貧困」が起つた。戦後、弱者がより排除され、貧富がより激しくなり、差別がより激しくなつていった。部落問題の本質は明治以降である。

【部落の出身かを教えて】

一昨年、「自分が部落出身か教えてほしい」という男性からの電話があった。彼には結婚を考えている彼女がいるが、彼女の父親は彼の苗字や彼の母親の出身地から、彼は部落の人間だから娘との結婚は許さないという。私は彼のお母さんの出身地とその関係性から彼が被差別部落の出身だと確信し、部落の出身だと思うと伝えた。一瞬、彼の顔色が変わった。数日後、彼から連絡があり、私は彼に「お母さんに聞いたら」と言った。彼女から「お母さんに聞いたらダメ」と言わわれているからできないという。彼も彼女も「部落でなかつたら何の支障もなく生きられる」という差別をする側の意識をそのまま持たされている。二人ともこの差別から人間として解放されなければいけない。自分にとっての部落、と同時に差別とどう向かい合っていくかを取り戻す作業がこれから必要になる。

【結婚に反対する親や親戚】

今年、被差別部落ではない女の子から相談があった。お腹に子どもができ、結婚したい。自分の母親もそうだが、特に親戚がものすごい反対をしている、力を貸してほしいという。彼も交え話しあった。親せきの中で一番反対しているのは人権問題に関わってきた人だという。私が関わっていること、これ以上ひどい状態になった時には私が直接話をすることを、その人たちに伝えてもらった。表立った反対はなくなった。この若者たちは二人の意志で籍を入れ、先ごろ子どもが生まれた。彼女のお母さんは表立って反対はしないが、心から賛成もできないという。人の差別意識を変えていくことはなかなか難しいが、一つ一つ、二人が一生懸命生きながらこの問題と向かい合っていくことが大事。この若者たちがどんな生きざまをしていくのか見守っていきたい。

【私にとって部落ってすごく大事なんです】

被差別部落の女性から連絡があった。結婚したい彼がいて子どもも出来た。彼の両親から結婚を反対されているという。以前、彼女の兄の結婚問題で私が関わったことがあった。その時は「部落のことは考えたくない」と背を向けていた子が、兄たちの一生懸命に生きようとする姿を見ていた。彼女は反対している彼の父親に、「私にとっての部落ってすごく大事なんです」と言った。父母や兄妹のことなど大切なことを伝えた。最後まで話を聞いていた父親は「部落のことだけは聞

かなかつことにする」と言い、翌日「絶対に賛成できない」と電話があった。「それでは私は困るんです。」と彼女は父親に言った。自分にとって部落は大事なもの、でも差別という問題がある。これから皆さんに部落や差別の問題と一緒に考え、たずさわってほしいと願い、私の大切なものを差し出した。それなのに部落のことは聞かなかったことにしてほしい。それでは私は困るんですよ。この子は自分を大切に生きようとしている。

【部落問題で伝えたいこと】

今も差別がこんなに厳しくある。特に若者たちは差別の中で一人ひとりが悔し涙を流しながらも、必死になって前を向いて生きようとしている。親元に帰れない子、行き来が出来ない中で子どもが生まれる子もいる。会いましょう。そんな苦しい嫌な生き方はやめましょう。一緒に前を向いて生きましょうと呼びかけている。だが、今も返事がなく、無視され続けている。生きてきた子どもたちの時代にも差別は残っているだろう。それならば、自分は胸を張りこの子に自分の後ろ姿を見せる生き方を選んでいるということを皆さんに知ってほしい。

【差別をなくしていくために】

差別意識を持つことと差別することは別である。人はいろんな差別意識を持つが、それを使うか使わないか。これは言わない、これは言ってはいけないと、常に自分に問いかけていくことが大事になる。差別と人権侵害は人と人と、人と社会との関係性において起こる。差別をなくすにはその関係性を変え、少しでも知ろう関わろうと、自分をまた社会を変えていくことである。その大きなヒントは出会い。何と出会いうか、誰と何と出会いうかによって人間は変わっていける、問い合わせてみると確信している。

